

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 2 年 1 0 月 2 8 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当全部支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は令和 2 年にコロナ禍の影響により仕事を変えることとなり、収入がほぼ半分に減った。こうした状況は、政府や都の判断によるところが大きいのであるから、平成 3 1 年中の所得がどうこうと線引きをするのではなく、今、困っている人の事についても考えてはどうか。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定

を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 8月17日	諮問
令和3年10月29日	審議（第60回第1部会）
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給対象者

法4条1項は、市長（特別区の区長を含む。）は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法5条1項は、手当は、月を単位として支給するものとしており、令和2年4月以降のその額（基本額）は、同規定及び法5条の2第1項、3項並びに法施行令2条の2第1項の規定により、43,160円としている。

(3) 支給の制限

手当の受給資格を有する者について、法9条1項の規定によれば、手当は、その者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）で当該受給資格者

が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている。

(4) 法9条1項の適用に関する政令の規定

ア 法施行令2条の4第1項の規定及び同項の表は、法9条1項に規定する政令で定める額は、扶養親族・扶養外児童がないときは、490,000円としている。

イ 法施行令2条の4第2項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童がないときは1,920,000円とし、当該所得が1,920,000円以上である場合は、手当の全部について行うものとしている。

ウ 法9条1項に規定する所得について、法施行令3条1項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令4条1項本文は、所得の額の計算方法は、その年の4月1日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法32条1項に規定する総所得金額、退職所得金額等から80,000円を控除した額とするとしている。

(5) 児童扶養手当所得状況届

法施行規則3条の5は、7月から9月までの間に認定の請求をした者は、児童扶養手当所得状況届に1条7号（へを除く。）及び8号（二を除く。）に掲げる書類等（同条7号柱書の規定にかかわらず、前年の所得に係るもの。）を添えて、当該請求をした日からその年の10月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件児童を支給要件に該当

する児童として、請求人を手当の受給資格者と認定して手当を支給してきたところ、その後、本件認定請求書と同日に提出された本件所得状況届により、請求人の前年（令和元年）の所得について、合計所得額が2,166,400円であり、同金額から法施行令4条1項本文に定める80,000円を控除した額が2,086,400円であること、及び扶養親族・扶養外児童を有していないことを確認し、本件処分を行ったことが認められる。上記1の法令の定めによれば、扶養親族・扶養外児童を有していないときの、手当を全部制限する所得の額（所得制限限度額）は1,920,000円以上であり、上記2,086,400円はこれを超えていることが認められる。

したがって、請求人に対する手当の支給を全部停止する本件処分は、上記1の法令等の定めにもとつたものであり、これを違法又は不当として取り消すことはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものである。

よって、仮に、請求人の生活状況が、上記第3に主張するとおりであったとしても、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであり、本件処分を取り消す理由として認めることはできないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、その他の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹